い農家は一般的に経済力が低いというところに一つのあい路があるが、この計画では、畑地の耕地条件整備を次のような方針で推進する。

a　畑作農家の所得を大幅にのばすためには、畜産、果樹などを導入する必要があるので、これに必要な畑地かんがいを重点的に実施するとともに、水田と同様、機械化、協業化を推進するため、農道、索道の整備、区画整理、集団化、土壌改良など一貫した基礎事業を推進する。

b　畑地かんがい事業は、まず用水源を確保し、成長作目の導入を目的とするものなど、投資効率の高いものから漸進的に進めるが、畑地依存度の高い地帯に重点をおく。

なお、菊池川沿岸の畑地は、菊池川の洪水調節、発電、畑地かんがいの「多目的ダム」の構想をもつて、調査計画を進める。

c　畑池かんがいの水源は、地表水が有利であるが、多くは期待できないので、地下水の開発、「簡易溜池」の設置などを進める。

d　さらに不良土壌地帯は化学的な改良をはかるとともに、大型機械を導入して土層改良と深耕を行なうが、これらは、区画整理、集団化など一貫したかたちで進める。

〈災害防除〉

現在国では次の事業（たゞし海岸保全、地すべり防止は「国土保全」の項に掲記）が県営補助事業として制度化されているので、この線にそつて実施する。

（老朽溜池補強事業）

本県水田の一三％（約一万一千㌶）はその水源を溜池（約二千三百ケ所）に依存しているが、この溜池はほとんどが築造以来百年以上経過しており、なかでもその約一五％は老朽化が甚しいのでその補強は急がねばならない。また大規模の溜池については計画的に補強事業を実施する。

（防災溜池事業）

本県は台風によつて過去十カ年の農地と農業用公共施設の被害額は八十七億円に達している。

そこでこのような農地や施設の保全を目的として緊急度の高い「天君ダム」（緑川水系）を熊本平野総合開発の一環として建設することとし、今後調査計画によつて遂次実施をはかる。

（農地保全事業）

阿蘇、益城、菊池の洪積台地および城南山間地の急傾斜地帯は、地形、土壌気象などの条件から農地が侵蝕をうけやすく、保全を要する面積は二千㌶にも達する。したがつてこれらの地域および今後土地利用の変革にともない、特に保全を必要とする地域には、農地侵蝕防止などの農地保全事業を実施する。

（干ばつ恒久対策事業）

常習干ばつ地帯は六千二百㌶および、昭和三十三年度～昭和三十五年度にわたり、四億七千万円の応急対策を実施したが、抜本的な恒久的対策が必要であるので、地域に応じて地表水の効率的な利用や地下水の開発を行なつて干ばつを解消し、集団的な干ばつ地域には恒久対策事業を進める。

耕地の拡張

本県は歴史的にみて水田面積の三分の一を占める二万五千㌶は干拓地であつて、有明海、不知火海などの自然的な好条件を活用した干拓事業が加藤、細川の藩政の大事業として進められ、明治、大正と引継がれて今日におよび現在も「国営」「代行」「補助」による干拓事業が各所に実施中である。

戦後開始された開拓事業は、終戦後の混乱した世情を収拾するために、人口収容と食糧増産に主眼をおいて進められてきたが、県でも未墾地二万五千八百㌶を買収して、四千三百三十八戸（百六十七開拓農協）の農家を入植させ、また三万五千百戸の農家の経営耕地面積の拡大に寄与してきた。これら開拓による開墾面積は、八千四百㌶におよんでいる。

しかし、戦後十五年を経過した今日、社会経済の変遷、とりわけ、農業政策の曲り角に立つて、開拓事業はきびしい反省をせまられている。特に不振開拓地の対策、未着手開拓地の整理の問題がさらに緊急の度を加えてきた。

国はこれらの問題解決と、農業の基本対策の線にそつて開拓制度の改正を進めているが、今後の開拓は、畜産、果樹などの発展の方向に即して、合理的な土地利用と、経営規模を拡大することによつて企業的農業経営の育成をはかることにある。

今後、農業生産性の向上と所得の増大をはかるためには、土地条件を整備する「質」の改良と農地の拡大をはからなければならないが、本県では年々百八十㌶の潰廃が見込まれるので、このまま放置すれば零細化は免れない。

しかるに開墾、干拓の適地も多く残されているので、今後も経済性の高い地帯では、開墾、干拓によつて農用地の拡張をはかる。

〈干　拓〉

干拓事業については、莫大な投資を必要とするのみでなく、その投資効率が低いことと、これまでの観念から米生産の場である水田を造成することに対する批判があるが、長期的な問題として、国土造成の意義を認め、かつ、農業構造の改善、農業所得の増大などの立場から、港湾や臨海工業地帯造成などとの有機的関連を保つて、効率の高い干拓事業が進められるべきであろう。

現在工事中の国営干拓は「横島」「不知火」二地区で、昭和四十年までに各一部の工区六百七十二㌶が干陸する予定である。

（代行干拓）

三地区三百㌶が現在工事中であるが、昭和四十年度までにいずれも完了するように進める。

（補助干拓）

既着工のもの六地区百九十二㌶のうち、昭和四十年度までに三地区九十㌶を完了するように進める。

なお、干拓地農業は、その成り立ちの条件からして水田農業であるが、米の生産とともに、畜産など成長部門の比重を高めるように指導する。

さらに干拓地は、既存農村と異なり、近代的な農村を建設育成するのに好条件をそなえているので、その経営方式もモデル的な協業化を積極的に促進する。

なお、「不知火海大干拓」については、特に県で基礎調査を進めてきたが、複式干拓として背後地の保全も考え、また第二次、三次産業との総合的な効果をねらつた地域経済発展の一翼を担う「多目的干拓」として今後も調査を継続する。

〈開　拓（開墾）〉

開拓事業は着手以来十五カ年を経過しているにもかゝわらず、その立地的諸条件にわざわいされて、そのほとんどがまだ自立経営の域に達していないのが実情である。

四千三百三十八戸の入植農家のうち千百三十三戸（二六％）が離農したことも、このことを物語つている。また営農不振のため「開拓営農臨時措置法」による援助をうけている入植者は二千百四十三戸（現開拓農家の九七％）にもおよんでいる。

その経営を農業粗収入からみれば、三十万円以上七百九十三戸（二三％）、三十万円から十五万円までの階層は千六百十一戸（五〇％）十五万円以下は八百五十五戸（二三％）であつて、これらの実情をみれば、開拓地の対策についても明かに再検討を加えるべき段階にきている。

今後は開拓地でも協業化を助長するとともに、成長部門である果樹、畜産などを大幅にとり入れた企業的農業経営の育成をはかる。

(1)　昭和四十年度までに千五十二㌶、昭和四十五年度までに三百七十㌶を目標として耕地を造成し、経営規模の拡大をはかる。大型機械による共同開墾も行ない、さらに開墾建設工事、開拓地改良などによつて農用水の確保および水利施設の整備、ならびに土壌改良、階段工、農索道など生産基盤の整備をはかる。

(2)　過剰状態の開拓地（五十地区）は「開拓営農臨時措置法」に基づき、海外移住、他地区への移転などを考慮して、残留開拓農家の経営規模の拡大をはかる。

(3)　合理的な機械を導入して協業化を助長する。

(4)　電気導入、飲用水施設などの入植施設の改善をはかる。

(5)　開拓農業協同組合は百六十七組合で、組合員数わずか二十名程度の零細で機能に乏しいものが多いので、健全な育成をはかるとともに、整理統合を行ない、現存総合農協に極力吸収合併するよう促進する。

(6)　未着手地区のうち、開拓地として可能性がうすいものは、検討のうえ整理する。これまでのべた対策は、現在の制度におけるものであるが、国では農林漁業新政策の線にそつて開拓制度の検討が行われているので、その施行とあいまつて、県でも再検討を行ない、開拓地の育成はもちろん、現存農家についても、果樹、畜産など成長作を導入するための開墾を促進し、経営規模の拡大をはかる。

水資源の高度利用と調整

これまでややもすれば、河川の水は農業が独占的に利用するという水利慣行が、伝統的な秩序として確立された感があつたが、最近工業用水や上水道用水など、他種水利の要請も高まりつゝあるので、今日では広い視野に立つた水資源の開発と水利用の合理化をはからねばならない情勢にあり、これらの調整が大きな課題となつてきている。そこでこのような観点にたつて、本県の水資源の高度利用と開発を次のように進める。

〈水系開発調査〉

これまで、水系別に農業水利実態調査を進めてきたが、球磨川、白川、筑後川はおおむね終了し、現在菊池川について調査中であり、残された水系については今後計画的に調査し、治山、治水、他種水利との関係も考慮して水資源開発の総合的な計画を推進する。

なお地表水には限度があるので、物理探査、ボーリングなどによつて地下水開発のための調査を推進する。

〈他種水利との調整〉

河川から取水しなければならない工業用水の需要は近年急速に増加し、古くから河川にたよつてきた農業用水と、対立競合するという事態がみられるにいたつたので、水を利用する各産業が、おのおの発展できるようバランスのとれた、合理的な水の利用方法をうちたてる。

伸ばす農業の機械化

戦後本県の農業機械化は急速に進んだが、普及率は全国水準よりも遙かに低く電動機は全国水準の約二二％、動力耕耘機は約四〇％、動力脱穀機は約七五％というにすぎない。

また県下の農家十六万七千戸のうち、動力機械をもつているのは僅かに六千戸余（三・五％）という貧弱さである。

そこで、今後は農業機械あるいは農業機械的資本施設などを導入し、成長部門はもちろん、米麦作の機械化など急を要する分野を重点に機械化をする。具体的には次の事項を強力に推進する。

(1)　農業の機械化を進めるにあたつて

（次頁下段へ）